

## 嘉島町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書

### 1 業務名

嘉島町放課後児童クラブ運営業務委託（以下「業務委託」という。）

### 2 業務概要

本業務委託は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び第34条の8の規定に基づき、本町が設置する放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）について、高い専門性、豊富なノウハウを有する民間事業者に委託することにより、安定した運営体制の確保とクラブの質の向上を図ることを目的とする。

また、運営にあたっては「嘉島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び各関係法令等を遵守すること。

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで ※契約は年度毎の単年契約

### 4 クラブ概要等

校区	嘉島西	嘉島東
クラブ名	おおくすクラブ	あすなるクラブ
運営場所	鯉2700番地 他	上六嘉2072番地1 他
支援単位数・定員	5クラス・200人	3クラス・120人
利用者負担金（おやつ代含む）	7,000円程度	6,500円
登録児童数（令和7年4月時点）	192人	116人
職員駐車場	専用駐車場20台程度	共用駐車場30台以上
開設日時	平日：下校時から19時まで 土曜日：7時30分から18時まで 振替休日：7時30分から19時まで 長期休暇期間：7時30分から19時まで ※長期休暇期間中も土曜日は18時まで	
休業日	日曜日、祝日、お盆（8月13日～8月15日）、 年末年始（12月29日～1月3日）、 ※ 災害や感染症等により臨時休校、集団下校となった際は原則休業とする。	

### 5 委託料

熊本県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要項の規定に基づき算定した額を上限額とし、年度当初の契約額の90%を3回（概ね5月、9月、12月）に分けて支払い、翌年4月に残額の精算をする。

※令和6年度実績

- ・おおくすクラブ（5クラス） 41,432,000円
- ・あすなるクラブ（2クラス） 15,450,000円

6 町と受託者間の主な業務分担、費用負担について

項目	内容	区分	
		町	事業者
業務分担	児童の対応		○
	保護者の対応		○
	保護者や近隣住民等からの相談、要望、クレーム対応	△	○
	学校等関係機関との連携	△	○
	入会、退会の申請手続き及び関連する業務		○
	運営に必要な各種保険の加入、保険請求の手続き		○
	利用者負担金の決定		○
	利用者負担金の徴収		○
	支援員等の確保及び関連する業務		○
	日常の維持管理、衛生管理、清掃等		○
	その他必要な業務	要協議	
費用負担 の範囲	消耗品費等		○
	通信運搬費		○
	光熱水費		○
	備品購入費	要協議	
	町が準備している職員駐車場以外の職員駐車場代		○
	支援員の研修や旅費等に関する費用		○
	施設の経年劣化、不可抗力による施設の破損等に伴う修繕の費用	○	△
	通常の施設利用における破損の範囲を超える修繕の費用 例) 支援員の過失による破損、児童の故意の行動に伴う破損 で支援員の監視や指導が不十分であったもの等	△	○
	消防設備点検等の費用 ※おおくすクラブのみ設備点検有	○	
	運営に必要な各種保険の加入費用		○
	その他の費用	要協議	

※△は必要性や内容に応じて対応または負担するもの。

※本表は現時点での内容になるため、契約締結前に別途協議し決定する。

7 その他

本仕様書で定めていない事項については、町と事業者が協議するものとし、事業者の提案内容により軽微な仕様変更を行う場合がある。